

次期とちぎ子ども・子育て支援プラン（案）について

R元(2019).12.19 こども政策課

1 概要

現行のとちぎ子ども・子育て支援プランの計画期間が令和元(2019)年度をもって満了することに伴い、令和2(2020)年度を始期とする次期子ども・子育て支援プラン（以下「2期計画」という。）を策定する。

2 策定の趣旨

未婚化や晩婚化などによる急速な少子化の進行、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域の子どもを育てる力の低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加など、様々な問題が生じていることから、子ども・子育て支援に県を挙げて取り組むため、平成31(2019)年1月に、とちぎの子ども・子育て支援条例（以下「条例」という。）を施行した。

この条例の基本理念を踏まえ、県民一人ひとりが子ども・子育てに関する理解を深め、関係者の相互連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を進めるため、「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を策定する。

3 計画の性格及び役割

この計画は、条例第10条に基づく子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための、子ども・子育てに関する基本的な計画として位置づけ、基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策の内容等を示します。併せて、本計画は、次の7つの計画の性格を持つとともに、他の関係計画と調和のとれたものとする。

1 次世代育成支援対策の都道府県行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条）

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条）

3 母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）

4 都道府県子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）

5 都道府県社会的養育推進計画
（都道府県社会的養育推進計画の策定についてH30年7月6日子発0706第1号）

6 母子保健計画（母子保健計画についてH26雇発第0617第1号）

7 都道府県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
*とちぎ青少年プランと本計画を併せて位置付けます。

<他の関係計画>

・とちぎ元気発信プラン	・栃木県保健医療計画
・とちぎ創生15戦略	・とちぎ健康21プラン
・とちぎ青少年プラン	・とちぎ障害者プラン21
・とちぎ男女共同参画プラン	・栃木県地域福祉支援計画
・栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画	・栃木県教育振興基本計画 など

4 計画期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度(5年間)

5 1期計画との変更点

(1) とちぎの子ども・子育て支援条例を踏まえた変更

- ・平成31年1月に施行した「とちぎの子ども・子育て支援条例」に基づく基本計画とする。
- ・条例制定の趣旨及び基本理念を踏まえた基本目標とするほか、県民にわかりやすい計画とする。
- ・施策の基本的方向は、新たに「子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成」を追加するなど、条例に沿った項目とする。
- ・社会全体で取り組むための推進体制の強化（責務等）を記載する。

	1期計画 H27(2015)～H31(2019)	2期計画 R2(2020)～R6(2024)
計画の位置づけ	子ども・子育て支援に関する最も基本的な計画 法律等に基づく7計画としての位置付け	条例に基づく基本計画 条例他法律等に基づく7計画としての位置付け
基本目標	結婚、妊娠、出産、子育てを切れ目なく支える ための環境づくり	県民が安心して子どもを生み、育てることができ、 子どもが健やかに成長することができる地域社会の 実現
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> 結婚を応援するための取組 母子保健対策の推進 地域における子ども・子育ての支援 子どもの心身の健やかな成長を支える教育 環境等の整備 子育て等を支援する生活環境の整備 仕事と生活との両立の支援 子どもの安全の確保 援護を必要とする子育て家庭等への支援 	<ol style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成 結婚の希望をかなえるための取組 母子保健医療体制の充実 地域における子ども・子育ての支援 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境 等の整備 安全・安心な生活環境の整備 (条例の条項に合わせ、「5」と「7」を統合) 仕事と家庭との両立の支援 困難を有する子どもや家庭等への支援

(2) **新しい社会的養育ビジョン(H29.8)を踏まえた変更**

新たに策定する「栃木県社会的養育推進計画」の施策を2期計画の基本的施策に位置づけるとともに、別冊とする。

(新たな視点)

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先原則を徹底し、子どもの最善の利益を実現していく。

- ・ 子どもの権利擁護の取組
- ・ 里親委託・特別養子縁組の推進
- ・ 市町の子ども家庭支援体制の構築等の取組
- ・ 一時保護改革 など

(3) **1期計画の目標設定指標の評価結果や子ども・子育てを取り巻く現状を踏まえた変更**

ア 具体的取組の見直し及び追加等

(主な新しい取組)

- ・ 子育て支援を社会全体で取り組む気運を醸成するしくみとして、とちぎ未来クラブを活用
- ・ とちぎ結婚支援センターにおけるマッチングシステムをはじめとした多様な出会いの機会の提供
- ・ 市町のこども家庭総合支援拠点の設置促進
- ・ 教育・保育の質の向上や無償化の円滑な実施 など

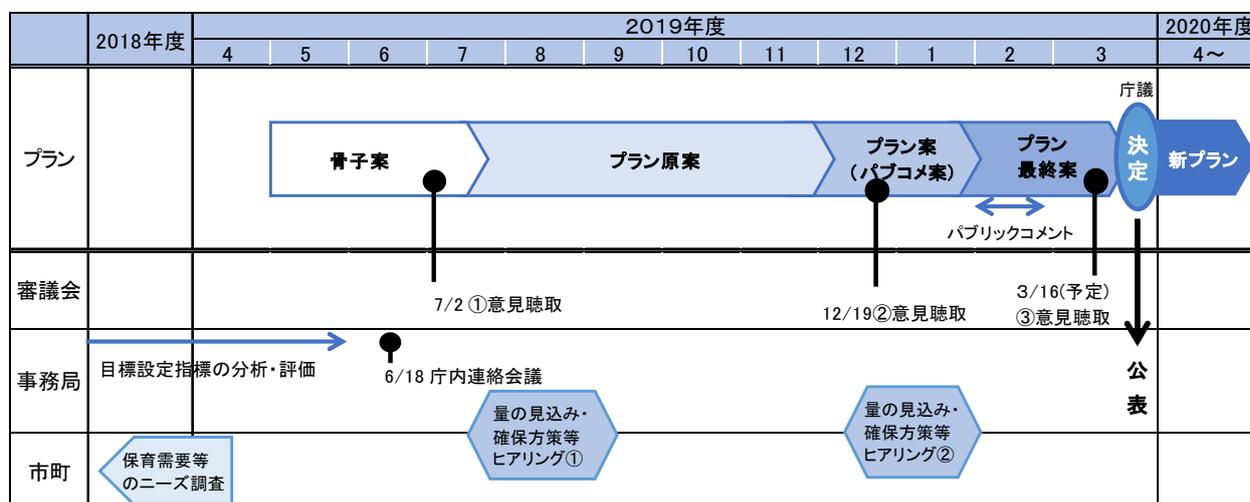
イ H30年度の市町のニーズ調査結果を踏まえた教育保育量の見込みと提供体制の掲載 (別冊)

ウ 目標設定指標の見直し及び追加等

1期計画：43指標 → 2期：23指標 (うち、新規8指標)

* 目標達成指標や、他の計画で管理されている指標等を削除

6 スケジュール



第4部 施策の展開比較

現行プラン	現状と課題等	次期プラン	主な変更や新たな取組等と目標指標
<p>* 取組の基本方向における各施策として部分的に記載していた。 3地域における子ども・子育ての支援 (1)社会全体の意識の醸成 ①少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発 ②子どもの人権の尊重</p>	<p>現状 ・未婚化や晩婚化などによる少子化の進行。 ・人間関係の希薄化等を背景とする家庭や地域の子どもの育てる力の低下、子育て家庭の孤立化や、児童虐待が増加している。</p> <p>課題 ・社会全体で子ども・子育て支援に取り組む必要がある。 ・子どもの人権が尊重され、健全に育つことの大切さを社会全体で認識する必要がある。</p>	<p>I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成 1 社会全体の気運の醸成 (1)少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発 (2)とちぎの子ども育成憲章の普及啓発 (3)子どもの人権の尊重の推進 (4)「とちぎ未来クラブ」を活用した結婚・子育て支援</p>	<p>・施策の基本方向として新たに位置づけ ・条例の施行を明記 ・「とちぎ未来クラブ」の構成団体等の協力を得て、県民総ぐるみでの結婚・子育て支援の気運を醸成</p> <p>合計特殊出生率 栃木県で子育てをしたいと思う親の割合</p>
<p>1 結婚を応援するための取組 (1) 出会いを応援する施策の充実 ① 出会いを応援する体制の充実 ② 出会いの機会の充実 (2) 地域全体で結婚を応援する気運の醸成 ① 結婚を支援する環境づくりの推進 ② 結婚を考える機会の提供 (3) 若者の就労支援等 ① 若年者の安定就労の支援 ② 困難を有する子ども・若者、ひきこもり対策の実施</p>	<p>現状 ・H30年の出生数は過去最低、合計特殊出生率も人口を維持するのに必要とされる水準を大きく下回っている。 ・未婚率の上昇、晩婚化・晩産化が進行。 ・多くの若者が結婚を希望しているにもかかわらず、出会いがないことや経済的不安により、希望がかなっておらず、また、行動を特に起こしていない若者も多い。</p> <p>課題 ・結婚を前向きにとらえる気運の醸成や、出会いの機会の提供が必要である。 ・安定した就労等の確保が必要である。</p>	<p>II 結婚の希望をかなえるための取組 1 地域全体で結婚を応援する気運の醸成 (1) 結婚を支援する環境づくりの推進 (2) 結婚について知り・考える機会の提供 (3) 結婚を前向きにとらえる気運の醸成 2 出会いを応援する施策の充実 (1) 出会いの機会の充実 (2) 出会いを応援する体制の充実 3 若者の就労支援等 (1) 若年者の安定就労の支援 (2) 困難を有する子ども・若者、ひきこもり対策の実施</p>	<p>・「とちぎ結婚応援カード」の活用による経済的な負担軽減と気運の醸成 ・自らの結婚や子育て等のライフプランについて考える機会を積極的に提供 ・結婚の希望をかなえるために自ら行動を起こすことができるよう、ホームページやSNS等を活用した積極的な情報発信 ・とちぎ結婚支援センターにおける、マッチングシステムや結婚支援員によるお相手探しなど多様な出会いの機会の提供 ・地域や企業における結婚を応援する体制の充実</p> <p>婚姻率</p>
<p>2 母子保健対策の推進 (1) 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実 ① 妊産婦の健康保持 ② 乳幼児の健やかな成長・発達への支援 ③ 妊娠期からの児童虐待防止の促進 (2) 学童期・思春期からの保健対策の推進 ① 子どもの心の健康を維持するための体制整備 ② 思春期の健康づくりと相談体制の充実 (3) 健やかな成長・発達のための関係機関の連携強化 ① ソーシャル・キャピタルの醸成 ② 子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上 ③ 関係機関の連携強化</p>	<p>現状 ・晩婚化・晩産化、核家族化や育児の孤立化等が進んでいる。</p> <p>課題 ・県内のどこに生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、全ての子どもが健やかに育つ社会をつくるためには、保健・医療分野のみならず、教育委員会や学校、家庭や地域の関係機関等との連携による、妊娠・出産・産後における地域での切れ目のない支援が必要である。</p>	<p>III 母子保健医療体制の充実 1 妊産婦・乳幼児への保健医療対策の充実 (1) 妊産婦の健康保持 (2) 乳幼児の健やかな成長・発達への支援 (3) 妊娠期からの児童虐待防止の促進 2 学童期・思春期からの保健対策の推進 (1) 子どもの心の健康を維持するための体制整備 (2) 思春期の健康づくりと相談体制の充実 3 健やかな成長・発達のための関係機関との連携強化 (1) 子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上 (2) 関係機関との連携強化</p>	<p>・全ての妊産婦の心身状態を把握した上で、乳児の養育に不安を持つ家庭や精神的な不安の強い妊産婦の早い段階から支援が行えるよう「ようこそ赤ちゃん支え愛事業」により支援体制を強化 ・子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点等の連携強化</p> <p>全出生数中の低体重児(2,500g未満)の割合 妊娠・出産について満足している者の割合 乳児健診未受診率</p>
<p>3 地域における子ども・子育ての支援 (2) 地域における子ども・子育てサービスの充実 ① 県における推進体制の整備・充実 ② 市町における推進体制の整備充実への支援</p> <p>③ 教育・保育の推進 A 教育・保育の提供に係る区域の設定 B 幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 C 地域子ども・子育て支援事業の推進 D 特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保及び質の向上 E 教育・保育情報の公表 F その他教育・保育サービス等の充実</p> <p>(3) 児童の健全な育成 ① 身近な遊び場や居場所の整備・充実 ② 地域での体験活動の充実 ③ 子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 ④ 食育の推進</p>	<p>現状 ・子育て家庭が孤立し、子育ての不安や悩み、負担感を抱える人が増えている。 ・子育て中の家庭と直接関わる機会の多い地域社会が果たす役割が重要なものとなっている。 ・待機児童数は近年減少傾向にある。 ・施設利用児童数の増減や待機児童の状況が市町により異なっている。</p> <p>課題 ・市町の待機児童の状況や、子育てに関する多様化するニーズに対応するため、地域の実情に応じた施設の整備、教育・保育人材の確保や質の向上、子育て機能のより一層の充実等を、計画的に図る必要がある。</p>	<p>IV 地域における子ども・子育ての支援 1 教育・保育等の提供計画等の策定 (1) 教育・保育の提供に係る区域の設定 (2) 幼児期の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (3) 教育・保育施設の適切な運営の確保 2 教育・保育従事者の確保と教育・保育の質の向上 (1) 教育・保育従事者の確保 (2) 教育・保育の質の向上 3 教育・保育の更なる充実を図るための多様なサービス等の支援 (1) 地域子ども・子育て支援事業の推進 (2) 教育・保育サービス等の確保・充実 (3) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制等の充実 (4) 教育・保育情報の公表</p>	<p>・未就学児への教育・保育の提供や、学童期への円滑な移行等、地域における子育て等の支援に関する施策の項目として整理 ・保育士、保育教諭等の確保や子育て支援員の養成等、教育・保育従事者の確保と質の向上を施策方向の柱に規定 ・教育・保育施設の質の確保と向上を図るための指導監査の実施 ・外国人幼児等が円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援 ・教育・保育の無償化の円滑な実施の確保 ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を支援</p> <p>保育所待機児童数(4月1日現在) 保育所待機児童数(10月1日現在) キャリアアップ研修(4分野以上)受講修了者数 子育て支援員研修の研修修了者数 子ども家庭総合支援拠点設置市町数</p>

→「第5部 計画の推進体制」へ

→「V 子どもの心身の健やかな成長を支える

現行プラン	現状と課題等	次期プラン	主な変更や新たな取組等と目標指標
<p>4 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備</p> <p>(1) 次代の親の育成 ① 子育てに関する理解の促進</p> <p>(2) 学校における教育環境等の整備 ① 学校や家庭、地域における「心の教育」の充実 ② 児童・生徒指導、教育相談体制の充実 ③ 個性を生かし、多様な能力を育む学校教育の推進 ④ 学校教育における経済的負担の軽減</p> <p>(3) 家庭や地域の教育力の向上 ① 子育てや家庭教育に関する学習機会の充実 ② 地域における指導者の養成 ③ 地域の教育力の向上</p> <p>(4) 子どもを取り巻く有害事象対策の推進 ① 子どもを取り巻く有害事象対策の推進</p>	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもが日常生活の中で乳幼児とふれあう機会が減少し、学校ではいじめや不登校が増加し、親の働き方の変化等により家庭教育が難しくなるなど、子育てに対する不安や悩みを抱える保護者が増えている。 ・スマホやSNSの普及する中、青少年がインターネットを通じて犯罪被害やトラブルに巻き込まれる事例が多くなっている。 ・青少年による大麻等薬物の乱用も依然として問題になっている。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代を担う子どもたちが豊かな人間性や思いやりの心を身につけ、心身共に健やかに成長できるよう、学校、家庭、地域社会が連携・協力しながら、教育環境等を整備・充実させるとともに、青少年の健全育成に取り組むことが一層求められている。 	<p>V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備</p> <p>1 次代の親の育成 (1) 子育てに関する理解の促進 2 学校における教育環境の整備 (1) 学校や家庭、地域における「心の教育」の充実 (2) 児童・生徒指導、教育相談体制の充実 (3) 個性を伸ばし、多様な能力を育む学校教育の推進</p> <p>3 家庭や地域の教育力の向上 (1) 子育てや家庭教育に関する学習機会の充実 (2) 地域における指導者の養成 (3) 地域の教育力の向上</p> <p>4 児童の健全な育成 (1) 身近な遊び場や居場所の整備・充実 (2) 地域での体験活動の充実 (3) 子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発 (4) 食育の推進 (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進</p>	<p>・幼稚園等と小学校の連携がより一層図れるよう、幼小連携推進会議を開催するとともに、市町における幼小のカリキュラム接続に関する取組を支援</p> <p>・幅広い年代の親子が自由に利用・交流できる場である児童館の適切な運営体制の確保や職員の資質向上</p> <p>家庭教育関連研修修了者数</p> <p>幼小カリキュラム接続事業を実施している市町の割合</p>
<p>5 子育て等を支援する生活環境の整備</p> <p>(1) 良好な住環境の整備 ① 子育てに配慮したゆとりある住宅の整備 ② 良好な住宅市街地等の整備</p> <p>(2) 安心して外出できる環境の整備 ① 子育てにやさしいまちづくりの推進 ② 安全安心なまちづくりの推進</p>	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口10万人当たりの交通事故死者数は全国平均を大きく上回っている。 ・近年、全国的に子どもが巻き込まれる事故や凶悪犯罪等が頻発している。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な交通安全対策を推進し、子どもの安全確保にこれまで以上に取り組むことが重要である。 ・日頃から、地震等の様々な災害を想定した計画策定等に取り組む必要がある。 ・子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、住宅、道路、公園及び市街地の整備を進める必要がある。 ・ハード及びソフトの両面からバリアフリー化を促進する必要がある。 	<p>VI 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>1 子どもの安全対策の推進 (1) 総合的な交通安全対策の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進</p> <p>(3) 地震等の災害時における避難等対策の実施</p> <p>2 子育て等を支援する生活環境の整備 (1) 子育てに配慮したゆとりある住宅の整備 (2) 良好な住宅市街地等の整備 (3) 子育てにやさしいまちづくりの推進 (4) 安全安心なまちづくりの推進</p>	<p>・園外活動等、子どもが日常的に集団で移動する際の安全を確保するため、園外活動時の見守りを行う保育支援者の配置を支援するほか、必要な対策を推進</p> <p>・防犯の専門家(スクールガード・リーダー)を配置し、学校の巡回指導を行うことなどにより継続的な安全体制を支援</p> <p>・「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、関係機関連携のもと、犯罪を行おうとする者の地域への接近の防止や、地域の視認性などが確保されるよう犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する施設等の整備を推進</p> <p>非常災害対策計画等策定率</p>
<p>6 仕事と生活の両立の支援</p> <p>(1) 働き方の見直し ① 労働時間短縮の促進 ② 仕事と生活の両立に関する意識啓発の推進</p> <p>(2) 仕事と子育ての両立のための環境整備 ① 子育てしやすい職場環境等の整備促進 ② 女性の再就職への支援 ③ 多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実</p>	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚や出産、子育てに関する希望と現実の乖離がある。 ・結婚や出産後も家事や子育てをしながら、仕事を続ける女性が増加している。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女ともに働き方を見直すよう意識啓発に努め、安心して子どもを生み、育てることのできる企業の主体的な職場環境づくりを促進する必要がある。 ・家庭における男女共同参画の推進と父親の子育てへの積極的な参加を促進していく必要がある。 ・仕事と子育ての両立のための環境整備を進めるとともに、教育・保育サービス等の充実を図っていくことが一層重要となっている。 	<p>VII 仕事と家庭との両立の支援</p> <p>1 働き方の見直し (1) 労働時間短縮の促進 (2) 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進 (3) 家庭の日</p> <p>2 仕事と子育ての両立のための環境整備 (1) 子育てしやすい職場環境等の整備促進 (2) 女性の再就職への支援 (3) 多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実</p>	<p>・働き方改革の推進</p> <p>・男性の育児休業取得を促進するため、育児・介護休業法や各種支援制度の周知・啓発</p> <p>・「とちぎ女性活躍応援団」を中心としたオール栃木体制で、女性が活躍しやすい環境を整備</p> <p>・女性の活躍推進や働き方の見直しに積極的に取り組む企業を「男女生き生き企業」として認定・表彰することにより企業による取組を推進</p> <p>男性の育児休業取得率</p>

現行プラン	現状と課題等	次期プラン	主な変更や新たな取組等と目標指標
<p>8 援護を必要とする子育て家庭等への支援 8-1 援護を必要とする子育て家庭等への支援の推進</p> <p>(1) 児童虐待防止対策の充実 ① 児童相談所の体制強化 ② 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進 ③ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の憲章</p> <p>(2) 社会的養護体制の充実 ① 家庭的養護の推進 ② 施設機能の充実 ③ 家庭支援機能等の強化 ④ 自立支援策の強化 ⑤ 人材育成のための取組強化 ⑥ 子どもの権利擁護の強化</p> <p>(3) 障害児施策の充実 ① 在宅障害児に対する支援 ② 学校における障害のある児童等に対する教育的支</p>	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待対応件数は、増加傾向で、複雑化・深刻化している。 ・児童福祉法が改正され、家庭養育優先の理念のもと特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することが示された。 ・障害のある子どもたちが、個々の資質、能力、個性等を活かしながら生き生きと生活できる環境を整備することが求められている。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で見守られ、虐待予防のための早期発見から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもなどへのフォロー等、適切な対応ができるよう、市町の体制や児童相談所の機能を強化する必要がある。 ・新しい社会的養育ビジョンを踏まえた社会的養育推進計画の策定が求められている。 ・身近な地域で、障害の特性に応じた療育が受けられるよう専門的な支援の充実が必要である。 	<p>VIII 困難を有する子どもや家庭等への支援 VIII-1 援護を必要とする子ども等への支援</p> <p>1 児童虐待防止対策の充実 (1) 児童相談所の体制強化 (2) 市町や関係機関との役割分担及び連携の推進 (3) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証</p> <p>2 社会的養護体制の充実(別冊) (1) 子どもの権利擁護の推進 (2) 市町の子ども家庭支援体制の強化 (3) 里親等への委託の推進 (4) 乳児院・児童養護施設の小規模化・多機能化等の推進 (5) 社会的養護自立支援の推進 (6) 児童相談所の強化</p> <p>3 障害児施策の充実 (1) 在宅障害児に対する支援 (2) 学校における障害のある児童等に対する教育的支援</p>	<p>・子どもの権利擁護の推進等について、栃木県社会的養育推進計画(別冊)として策定</p> <p>里親等委託率</p> <p>子ども家庭総合支援拠点設置市町数【再掲】</p> <p>障害児通所支援事業の必要量(児童発達支援)</p> <p>障害児通所支援事業の必要量(放課後等デイサービス)</p>
<p>8-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進</p> <p>(1) 相談機能の充実 (2) 子育て・生活支援の充実 (3) 就業対策の充実 (4) 養育費確保に向けた支援 (5) 経済的支援の充実</p>	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の親は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担っている。 ・ひとり親家庭の年間平均収入は、児童のいる世帯全体の年間平均収入に比べて低い状況にある。 ・貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。 	<p>VIII-2 子育て家庭等の生活の安定と自立への支援</p> <p>1 ひとり親家庭等の自立支援の推進 (1) 相談機能の充実 (2) 子育て・生活支援の充実 (3) 就業支援対策の充実 (4) 養育費確保に向けた支援 (5) 経済的支援の充実</p> <p>2 子どもの貧困対策の推進 (1) 教育の支援 (2) 生活の安定に資するための支援 (3) 保護者に対する就業生活の安定と向上に資するための就労の支援 (4) 経済的支援 (5) 連携の充実強化等</p>	<p>・高等学校を卒業していないひとり親家庭の学び直しを支援するため、高卒程度認定試験合格支援給付金を支給 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正(令和元年6月)を踏まえた項目等の変更 ・市町における貧困対策計画策定等、市町の対策への適切な支援</p> <p>母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者に対する就業者数の割合</p> <p>生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率</p>
<p>8-3 子どもの貧困対策の推進</p> <p>(1) 教育支援の充実 (2) 生活支援の充実 (3) 保護者に対する就労支援の充実 (4) 経済的支援の充実 (5) 調査研究の取組</p>	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が安心して生活するためには、就業支援等様々な支援が必要である。 ・子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援が包括的かつ早期に講じられていく必要があり、分野横断的な視点をもって、それぞれの取組を総合的に推進していくことが必要である。 		

とちぎ子ども・子育て支援プラン 指標一覧 (Ver011219案)

◎：新規

一期計画 (43指標)	
目標設定指標	指標方針
共通(施策1~8)	
合計特殊出生率	○
栃木県(市町)で子育てをしたいと思う親の割合(%)	○
1 結婚を応援するための取組	
婚姻率(人口千人対組数)	○
2 母子保健対策の推進	
全出生数中の低出生体重児(2,500g未満)の割合(%)	○
妊娠・出産について満足している者の割合(%)	○
乳児健診未受診率(3~5か月)(%)	○ ←
幼児健診未受診率(1歳6か月)(%)	× 統合
幼児健診未受診率(3歳)(%)	× 統合
むし歯のない3歳児の割合(%)	× 他計画対応
育児期間中の両親の喫煙率(%)	父 × 他計画対応 母 × 他計画対応
児童・生徒における肥満児の割合(小学校5年生)(%)	× 他計画対応
3 地域における子ども・子育ての支援	
保育所等待機児童数(4月1日)(人)	○
教育・保育施設等の定員数(人)	×
認定こども園の設置数(箇所)	
特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者数(人)	
利用者支援事業実施箇所数(箇所)	
地域子育て支援拠点事業実施箇所数(箇所)	
妊婦健康診査実施回数(人)	
乳児家庭全戸訪問事業実施人数(人)	
養育支援訪問事業実施人数(人)	
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施箇所数(箇所)	
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)利用人数(就学児のみ)(人)	
一時預かり事業等利用人数(人)	
時間外保育実施箇所数(箇所)	
病児保育等実施箇所数(箇所)	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)実施箇所数(箇所)	
学校給食における地場産物の活用割合(%)	× 目標達成
4 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備	
異年齢・世代間交流の体験活動参加者数(人)	× 統合
スクールカウンセラー配置小・中学校数(公立)(校)	× 目標達成
家庭教育関連研修修了者数	○ ←
薬物乱用防止広報車「きらきら号」による薬物乱用防止教室の実施回数(回)	× 目標達成
5 子育て等を支援する生活環境の整備	
7 子どもの安全確保	
市街地のうち、道路公園等が整備され、安全で住みやすい市街地面積の割合(%)	× 目標達成
幼児から中学生までに対する交通安全教育の実施回数(回)	× 他計画対応
警察スクールサポーター等による子どもに対する防犯講話の実施回数(回)	× 目標達成
6 子どもの安全の確保	
男性の育児休業取得率(%)	○
8 援護を必要とする子育て家庭等への支援	
里親等委託率(%)	○ ←
ファミリーホーム設置箇所数(箇所)	× 統合
小規模グループケア実施箇所数(箇所)	× 項目を変更し別冊で管理
障害児通所支援事業の必要量(児童発達支援(医療型を含む。))(人)	○
障害児通所支援事業の必要量(放課後等デイサービス)(人)	○
父子家庭への相談支援件数(件)	× 統合
母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者数(人)	× 割合に変更 ←
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率(%)	○

二期計画 (23指標[内新規8指標])		
施策目標	基準値	目標値 (R6)
I 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成		
合計特殊出生率	1.44	検討中
栃木県(市町)で子育てをしたいと思う親の割合(%)	95.6	96.0
II 結婚の希望をかなえるための取組		
婚姻率(人口千人対組数)	4.3	検討中
III 母子保健医療体制の充実		
全出生数中の低出生体重児(2,500g未満)の割合(%)	10.5	減少を目指す
妊娠・出産について満足している者の割合(%)	87.6	92
乳児健診未受診率(3~5か月)(%)	2.2	2.0
IV 地域における子育て等の支援		
保育所等待機児童数(4月1日現在)(人)	52 (H30.4)	0
◎保育所等待機児童数(10月1日現在)(人)	調査中	0
◎キャリアアップ研修(4分野以上)受講修了者数(人)	217	2000
◎子育て支援員研修の研修修了者数(人)	2,121	5,700
◎子ども家庭総合支援拠点設置市町数(市町)	2 (R1年度)	25
V 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備		
家庭教育関連研修修了者数(人)	2,380	2,620
◎幼小カリキュラム接続事業を実施している市町の割合(%)	調査中	100
VI 安全・安心な生活環境の整備		
◎非常災害対策計画等策定率(保育所、認定こども園等)(%)	調査中	100
◎非常災害対策計画策定率(放課後児童クラブ)(%)	調査中	100
VII 仕事と生活の両立の支援		
男性の育児休業取得率(%)	4.0	検討中
VIII 困難を有する子どもや家庭等への支援		
里親等委託率[3歳未満](%)	12.3	53.1
里親等委託率[3歳以上から就学前](%)	11.0	54.4 (R8年度)
里親等委託率[学期以降](%)	22.5	41.0 (R11年度)
◎子ども家庭総合支援拠点設置市町数(市町)【再掲】	2 (R1年度)	25
障害児通所支援事業の必要量(児童発達支援(医療型を含む。))(人)	1,430	1,828 (R2年度)
障害児通所支援事業の必要量(放課後等デイサービス)(人)	3,111	3,544 (R2年度)
◎母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援講習会受講者のうち就職等の実績があった者の割合(%)	27.7	46.0
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率(%)	86.9	上昇を目指す

「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制(別冊)」の管理指標とする。

※この他、困難を有する子どもや家庭等への支援については、「栃木県社会的養育推進計画(別冊)」に管理指標を設け、進捗を管理する。